

杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）改定に係る答申の概要

1 計画の役割・改定の経緯等

(1) 計画の役割

仙台市環境基本条例に基づく環境基本計画として、本市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向性を定める。

(2) 改定の経緯

現行の計画（平成9（1997）年策定）の計画期間が本年度末に満了することから、昨年11月に仙台市環境審議会に計画の改定を諮問し、中間案への市民意見募集（7～9月）を経て、答申としてまとめられたもの。

(3) 改定計画の期間

平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までの10年間。

2 主な課題認識

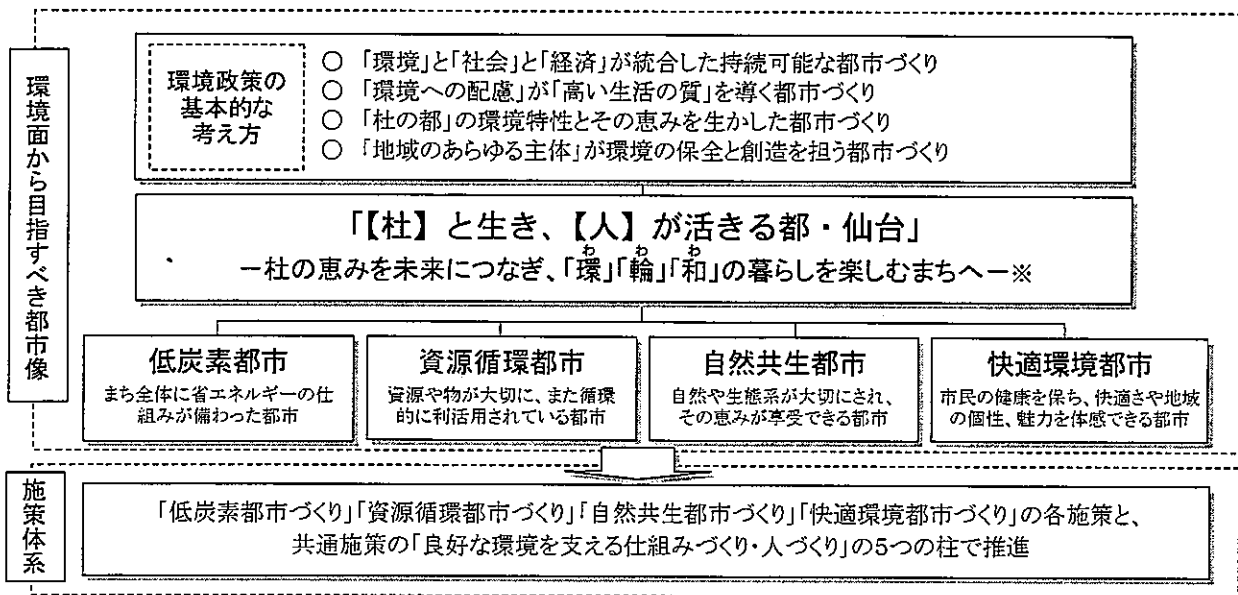
- 生態系への影響が懸念される地球温暖化に対応するため、都市構造や都市交通のあり方を見直し、まち全体をCO₂の排出の少ない「低炭素型」のものに変えていくこと。
- 人口減少時代の都市の質を支える、「高い環境の質」を持つ持続可能なまちづくりを進めること。
- ごみ減量、自然の保全、大気質や水質などの良好な水準を維持し、更なる向上を図ること。
- 環境への配慮が地域経済の活性化にも繋がるような、経済の仕組みづくりを進めること。

3 目指すべき都市像及び施策の体系等

[基本的な考え方]：「環境」と「社会」と「経済」が統合した持続可能な都市づくりなど4項目を設定。

[都市像]：現行計画の「【杜】にまなび、【杜】といきる都」の理念や考え方を継承しながら、杜の都・仙台の受け継がれてきた環境と、仙台の環境づくりを担ってきた市民の力を生かし、持続可能で質の高い環境都市を目指す視点から、「【杜】と生き、【人】が生きる都・仙台」を設定。

[施策体系]：都市像の分野別に、「低炭素都市づくり」等の施策を体系化して推進。



※ 「環」「輪」「和」はそれぞれ、「杜」の【環】(=自然の持つ循環システム)、「人」の【輪】(=地域社会における人とのつながり、そこで生まれる絆)、「杜」と「人」との【和】(=自然と人との調和・共生の関係を表しています)。

4 施策の方向性の主なポイント及び目標 ※施策体系と目標の全体及び主な施策は別紙を参照

(1) 方向性のポイント

[低炭素都市づくり]：東西線開業を契機とした公共交通を中心とする交通システム構築や、再生可能エネルギーや省エネルギー機器等の導入促進、森林資源のカーボン・ニュートラルな利活用等を推進。

[資源循環都市づくり]：3R の啓発や、生ごみ・緑化ごみ等バイオマス資源の有効利用の検討、紙類等の資源物のリサイクル推進等により、更なるごみ減量・リサイクルを推進。

[自然共生都市づくり]：自然環境の保全や、里地里山の環境保全機能の維持、自然とのふれあいの機会の充実等のほか、新たに、「生物多様性地域戦略（仮称）」策定を検討。

[快適環境都市づくり]：大気・水質・土壌・地盤環境の保全のほか、良好な景観や「四ツ谷用水」等の歴史的文化等環境を生かした地域づくりを推進。

[仕組みづくり・人づくり]：環境教育・学習を通じた人づくりのほか、環境配慮行動へのインセンティブの活用や、環境に配慮した商品開発の促進、事業活動を通じた環境配慮の推進などの社会・経済の仕組みづくりを推進。

(2) 主な目標（目標年次は 2020 年度（平成 32 年度））

- 市域の温室効果ガスの総排出量を、2005 年度（平成 17 年度）比で 25%以上削減
- ごみの総量を、2009 年度（平成 21 年度）比で 10%以上削減／ごみのリサイクル率を 40%以上に／燃やすごみの量を、2009 年度（平成 21 年度）比で 16%以上削減
- みどりの総量（指標：緑被率）の維持・向上／生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上／身近な生き物の認識度を、現在よりも向上

5 推進体制

- 低炭素都市づくりを市役所自らが推進し、地域をリードする視点から、「新・仙台市環境行動計画」等の市の率先行動を強化。
- 実効性ある計画の進捗管理に向け、環境審議会のほか、市民や市議会の関与する機会を確保。
- 市民・事業者・民間団体等の協働による推進組織の設立を検討。
- 低炭素都市づくりを市・市民・事業者がより実効ある形で推進するための条例の制定を検討。

6 今後のスケジュール

2 月中旬に平成 23 年第 1 回定例会に計画案を上程の予定。

杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画) [改定版] 答申の概要(環境施策の体系)

《 施策の体系 》

《 主な施策 》

《 目標 》

目標年次は2020年度(平成32年度)

低炭素 都市づくり

- 1 エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる
 - (1)持続可能な都市の骨格をつくる
 - (2)エネルギー負荷の少ないまちをつくる
 - (3)森林の二酸化炭素吸収・固定能力の維持向上を図る
- 2 エネルギー効率の高い交通システムをつくる
 - (1)エネルギー効率の高い交通体系を構築する
 - (2)環境負荷の少ない交通手段の利用を増やす
- 3 低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる
 - (1)次世代自動車や最新の省エネルギー機器等の普及と効率的なエネルギーの利用を進める
 - (2)建築物のエネルギー対策を進める
 - (3)資源・省エネルギー技術の研究開発を続ける
- 4 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
 - (1)低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みをつくる
 - (2)低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識を高める

- 地下鉄東西線整備にあわせた、公共交通を中心とした交通体系づくり
- 高効率なエネルギーシステムの導入促進(コージェネレーション等)
- 適切な範囲内での森林資源の有効利用
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーや、電気自動車などの次世代自動車、最新の省エネルギー機器などの普及拡大
- パークアンドライドの促進やコミュニティサイクルの導入促進
- 市民からの出資や寄付による再生可能エネルギーを利用した発電を推進
- 大学等と連携し、木質、農産物、食品廃棄物などのバイオマス資源や地中熱などの未利用エネルギーの利用を検討
- 再生可能エネルギーを利用した製品や技術の公共施設等への計画的な導入
- 二酸化炭素排出量の「見える化」の促進
- 事業者の取り組みの促進(マネジメントシステム導入、エネルギー使用量報告制度など)

- ◆市域の温室効果ガスの総排出量を、2005年度(平成17年度)比で25%以上削減します。
[2005年度(H17年度):8,338,416t-CO₂]
- ※ 仙台市域では、温室効果ガスの約98%を二酸化炭素(CO₂)が占めている。

資源循環 都市づくり

- 1 資源を大事に使う
 - (1)資源を大事に使う日常的な行動の定着を図る
 - (2)ライフサイクルを考慮した商品・サービスの提供を促す
- 2 資源のリサイクルを進める
 - (1)リサイクルの推進と拡大を図る
 - (2)地域や市民の活動を生かした取り組みを推進する
- 3 廃棄物の適正な処理を進める
 - (1)廃棄物の排出ルールの徹底を図る
 - (2)将来にわたって安全・安心なごみ処理体制をつくる
 - (3)不適正排出・不法投棄対策を強化する

- リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)の啓発
- 環境に配慮した商品開発やサービスの提供の啓発
- 生ごみや剪定枝などのバイオマス資源の有効利用を検討
- 再生可能な紙類などの資源物の分別促進
- ごみ処理施設等の長寿命化・延命化の推進
- ごみ焼却による余熱利用の向上
- パトロールの強化等による不法投棄の未然防止

- ◆ごみの総量を、現状よりも10%以上削減し、330,000t以下とします。
[2009年度(H21年度):366,818t]
- ◆ごみのリサイクル率について、現状より向上させ、40%以上とします。
[2009年度(H21年度):30.9%]
- ◆燃やすごみの量を、現状よりも16%以上削減し、267,000t以下とします。
[2009年度(H21年度):316,591t]

自然共生 都市づくり

- 1 豊かな自然環境を守り、継承する
 - (1)自然環境を保全する
 - (2)生物多様性に関する知識を高め、保全を推進する
- 2 自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする
 - (1)里地里山が持つ環境保全機能を維持する
 - (2)野生生物との適正な共存関係を保つ
 - (3)自然の恵みを通じたふれあいを充実する
- 3 生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める
 - (1)市街地の緑を守る
 - (2)市街地の緑を増やす
- 4 豊かな水環境を保つ
 - (1)健全な水循環を確保する
 - (2)水辺環境の保全と創造を進める

- 貴重な生態系や自然環境の保全や再生
- 「生物多様性地域戦略(仮称)」策定の検討
- 森林機能を維持できる範囲での森林資源の利用の促進
- 野生動物による農産物や人への被害防止対策の推進
- 森林、農地、水辺などの自然資源を活用した、ふれあう機会や場の充実
- 市民と協働した維持管理活動による市街地の緑の保全
- 市街地の緑の保全やビオトープ(生物の生息・生育空間)の計画的な整備
- 水の地下浸透を進める設備の普及促進

- ◆みどりの総量(指標:緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます。
[2009年度(H21年度):78.8%]
- ◆生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。
- ◆身近な生き物の市民の認識度を、現在よりも向上させます。

快適環境 都市づくり

- 1 健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ
 - (1)大気環境等を保全する
 - (2)水質環境を保全する
 - (3)土壌・地盤環境を保全する
 - (4)その他の環境問題を未然に防止する
- 2 景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
 - (1)美しい景観を保全・形成する
 - (2)歴史的・文化的環境を保全する
 - (3)快適で潤いのある空間を保全・創造する
 - (4)環境の美化を進める

- 大気・水・土壌などについて定期的・広域的な監視や指導を実施し、汚染や被害の未然防止を徹底
- エコドライブ等による自動車環境負荷低減対策
- PM_{2.5}についての汚染度調査や成分分析の実施、発生源への指導
- 土壌の地歴情報を収集し、事業者等へ適切な情報を提供
- 建築物・工作物に対する基準の運用による、良好な都市景観の保全・形成
- 歴史的・文化的価値のある環境資源の保全活動の支援
- 四ツ谷用水の再生の検討
- ごみの散乱のない快適なまちづくりの推進

- ◆大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素(NO₂)についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態に保持します。
- ◆市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を、現在よりも向上させます。

良好な環境 を支える 仕組みづくり ・人づくり

- 1 地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる
 - (1)市民の主体的なまちづくり活動を推進する
 - (2)開発事業等における環境配慮を促す制度を充実する
 - (3)環境配慮行動を拡大させる
- 2 環境の視点が組み込まれた社会・経済の仕組みを整える
 - (1)環境に配慮した行動が広がる仕組みをつくる
 - (2)環境ビジネスを創出する
 - (3)事業活動における環境配慮を推進する
 - (4)環境負荷の少ない商品・サービスが拡大する仕組みをつくる
- 3 環境づくりを支える市民力を高める
 - (1)人材を育成し、活躍の舞台を広げる
 - (2)環境に関する学びの機会や場を創出する
 - (3)環境活動を広げ、活性化させる
- 4 環境についての情報発信や交流・連携を進める
 - (1)分かりやすく、利用しやすい情報を提供する
 - (2)知恵や経験を生かした連携を推進する
 - (3)環境に関する国際交流を促進し、国際貢献を図る

- 開発事業等の計画立案時から、環境配慮を検討する制度の導入を検討
- 省エネルギー対策や新たな環境ビジネスへの支援等を行うため、市民、事業者のカーボンオフセットの取り組みなどと連動した仕組みづくり(基金など)の検討
- 環境負荷の少ない製品等が選択される仕組みづくり(カーボン・フットプリントの普及啓発など)
- 環境学習の指導者などの人材育成・スキルアップや活動の場の拡大
- 市が設置する「環境交流サロン」の学習拠点としての機能・役割の強化
- 地元事業者や大学、行政との間での連携・協力体制の強化
- 環境国際交流の実施
- 「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」の活動の実施

- ◆日常生活における環境配慮行動について、「常に行っている」と回答する人の割合を、現在よりも向上させます。